年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1	今回のあ	A++6	.生の	押更
Ι.		ע נוני	/ TE () /	110X 25

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで

A株式会社での厚生年金保険の加入記録が、昭和 50 年 11 月 4 日から 51 年 10 月 31 日までの 11 か月となっているが、同社では月給制で仕事をしていたので、同年 10 月 30 日付けで退職となり、同年 10 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失するということは考えられない。

雇用保険の被保険者記録は離職日が昭和51年10月31日となっており、 厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年11月1日が正しいと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社における在職については、雇用保険の被保険者記録において昭和50年11月4日から51年10月31日まで勤務していたことが確認でき、本来、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は離職日の翌日(昭和51年11月1日)となるべきところ、社会保険庁の記録では、同年10月31日となっている。

また、昭和51年10月31日は日曜日であり、申立人及び同僚の供述から、A株式会社観光事業部において、同日は勤務を要しない日であったと推認できる上、申立期間当時の同社観光事業部における従業員の雇用形態について、同社の元総務部長、申立期間当時の申立人の上司及び同僚が、一様に「慣行的に『入社は1日付け、退職は月末という月単位の採用方法』であり、月途中での入社

や退職の取扱いは行っていなかった。」と供述し、申立人及び同僚の供述から申立人と同様に同社観光事業部で勤務していたと思われる10人について、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票等を見ると、うち9人の同保険被保険者資格の喪失日は「1日」であることが確認できることから、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失に係る事務手続に誤りがあったものと推認できる。

さらに、申立人の夫の申立期間当時の勤務先に対する照会の結果、申立人が 昭和51年11月1日から夫の被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、A株式会社の元総務部長は「私は、昭和62年からA株式会社で社会保険事務を担当していたが、私が業務の引継ぎを受けたときには既に『基本給は、各月の1日から末日までを月末で締め、当月22日に前払いで支払い、当月分の厚生年金保険料を控除する。』という仕組みができており、月末が土曜日、日曜日の場合は、月末まで働いたものとして届けていた。」と供述し、申立人は退職の経緯について、「弟の結婚式が昭和51年11月であったこと、翌年2月に長男が出産予定であったことから実家に帰るため、10月末で退職した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA株式会社の申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失時の記録から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「現在のA株式会社は、申立期間当時の事業主から事業継承を受けているが、申立期間当時の資料が残っていないため不明。」と回答しているが、事業主が被保険者資格喪失日を昭和51年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から28年9月30日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立 期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

私は、昭和27年3月に高校を卒業し、同年5月から32年8月31日まで、 A工業株式会社で勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が 無いことが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A工業株式会社で昭和27年10月ころから勤務していたことは、 申立人の同僚の供述から推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無 い。

また、A工業株式会社の申立期間当時の事務担当者が、「当時は、若い人が多かったこともあって、入社後しばらく様子を見て、4か月ぐらい経過して社会保険の加入手続をしていたように記憶している。私も入社後4か月ぐらい経過して社会保険の加入手続をしてくれた記憶がある。」旨の供述をしていること、入社時期を特定できた同僚のうち、複数の者が入社後4か月経過して厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、当該事業所では、入社後4か月程度の試用期間を設けていたことがうかがえ、申立人についても試用期間が設けられていたものと推認される。

一方、申立人については、申立人の同僚の供述によれば、A工業株式会社で昭和27年10月ころから勤務していたことが推認できることから、この時点から約1年後の昭和28年10月1日に当該事業所における厚生年金保険被保険者

資格を取得していることが上記名簿で確認でき、同僚等よりも長期間の試用期間が設けられていたことが推認できる。

この点については、社会保険事務所の記録によると、A工業株式会社は既に 適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は所在不明であ り、連絡が取れた申立期間当時の事務担当者及び同僚からも、申立期間当時の 事情をうかがえる供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するA工業株式会社の健康保険厚生年金保険 被保険者名簿において、申立期間当時の被保険者の中に申立人の氏名は無い。 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で きる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から40年8月まで

社会保険事務所に年金記録を照会したところ、A被服株式会社で勤務した期間は、厚生年金保険の被保険者期間となっていないとの回答があった。

A被服株式会社で、私と同じ仕事をして同じ勤務形態で働いていた同僚は、 厚生年金保険の被保険者となっているのに、私が厚生年金保険被保険者となっていないのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、複数の同僚の供述があることから、期間の特定はできないものの、 申立期間において、A被服株式会社に勤務していたことを推認できるが、申立 期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確 認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間当時のA被服株式会社の同僚(後に工場責任者となった者)が、「厚生年金保険には加入したくないことから、会社に対して、健康保険の被保険者資格取得手続だけを依頼する従業員もいた。」と供述していること、当該同僚が記憶している申立期間当時の当該事業所の全従業員数は80人を超えており、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる昭和39年10月現在の厚生年金保険被保険者数54人を大幅に上回っていることから、申立期間当時、当該事業所においては、日雇労働者健康保険の被保険者が存在していたことがうかがえ、申立人が申立期間当時、当該事業所における日雇労働者健康保険の被保険者となっていた可能性を否定できない。

さらに、複数の同僚が「A被服株式会社において試用期間があった。」と供述しており、そのうちの1人が、「厚生年金保険被保険者になるまでは、給与

から厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述していることから、事業主は、 従業員が入社してすぐに厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていな かったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管するA被服株式会社の健康保険厚生年金保険 被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険被保険者番 号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、A被服株式会社における申立人の雇用保険の加入記録は無く、当該事業所は、申立期間当時の縫製業から他の事業に転換し、関係資料を廃棄している上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は死亡等により意見聴取不能であり、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料や供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月ころから33年4月ころまで

② 昭和35年1月ころから36年8月ころまで

年金を受け取り始めたとき、申立期間①当時勤めていたA企業組合及び申立期間②当時勤めていたB株式会社の年金加入記録が無かったので、おかしいと思った。

両方の会社のいずれにおいても、厚生年金保険料を納付しており、加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①当時のA企業組合の役員及び同僚について一切記憶していない上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる当該事業所の申立期間①当時の役員及び同僚13人のうち11人は死亡等により供述が得られない中、供述が得られた同僚2人は申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間①当時の勤務実態は確認できず、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA企業組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所が厚生年金保険適用事業所となった昭和25年7月1日から申立期間①までの期間において、20歳未満で厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員が確認できないことから、申立期間①当時、当該事業所においては、20歳未満の者に厚生年金保険被保険者資格を取得させない処遇での雇用形態が存在したことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA企業組合の健康保険厚生年金保険被

保険者名簿において申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の 被保険者番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと は考え難い。

2 申立人は申立期間②当時のB株式会社(昭和31年3月31日付け設立。それ以前は個人事業所B製陶所として営業。)の役員及び同僚について一切記憶していない上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる当該事業所の申立期間②当時の役員及び同僚11人のうち10人は死亡等により供述が得られない中、唯一、供述が得られた役員は申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間②当時の勤務実態は確認できず、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の被保険者番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

3 法務局が保管する記録によれば、A企業組合及びB株式会社は、いずれも 既に解散し、両事業所の申立期間当時の事業主は死亡しており、関係資料を 廃棄していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料を給与から 控除されていた事実を確認できる資料や供述を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年8月1日から同年9月1日まで

② 平成10年7月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、両申 立期間について加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

申立期間①については、A株式会社に昭和61年5月1日に入社後2か月から3か月ぐらいは厚生年金保険に加入していなかったが、私が「8月から厚生年金保険に加入します。」と言ったので、厚生年金保険の被保険者資格取得の手続をしてくれたはずなのに、加入記録では9月になっていることが納得できない。

申立期間②については、平成10年4月に当該事業所に再入社後、同年7月に厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなのに、加入記録では8月になっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、申立期間①において、A株式会社で勤務していたことを裏付ける雇用保険の被保険者記録は無く、同僚の供述は得られない上、申立人から提出された給料支払明細書についても、当該事業所が、「申立期間①当時は、現在と同様に、給与の締切日は毎月20日、給与の支払日は毎月28日、保険料は当月控除であった。」と供述していることに符合する昭和61年8月の厚生年金保険料控除を裏付ける同年8月分の給料支払明細書は無く、このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

また、社会保険庁が管理するオンライン記録によると、申立人は、昭和40年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得後、61年9月分まで国民年

金保険料を納付していたが、A株式会社で同年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことから、9月1日付けで国民年金の被保険者資格の喪失手続が行われ、同年9月分の国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

さらに、申立人の同僚(元営業所長)が「従業員に対して、試用期間は2か月から3か月ぐらいと説明していた。」と供述していることから、申立期間①当時、A株式会社では、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行わず、試用期間を設けていたことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間①において、申立人の氏名は確認できない。 このほか、申立人の申立期間①における申立ての事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

2 申立人が、申立期間②において、A株式会社で勤務していたことは、申立人から提出された当該事業所の平成10年7月分の給料支払明細書及び雇用保険の被保険者記録により確認できるが、当該給料支払明細書には厚生年金保険料が控除された記載は無く、当該事業所が、「申立期間②当時は、現在と同様に、給与の締切日は毎月20日、給与の支払日は毎月28日、保険料は当月控除であった。」旨の供述をしていることを合わせて判断すると、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、当該事業所が申立期間②当時に試用期間を設けていたか否かについて、元事業主は「試用期間等の細かいことについては、事務担当者に任せていた。」と供述しているほか、申立期間②当時の同僚及び事務担当者は、死亡等により供述を得ることはできないが、申立人から提出された平成10年4月分から同年7月分までの給料支払明細書で厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、申立期間②当時、当該事業所では、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行わず、試用期間を設けていたことがうかがえる。

さらに、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立期間②において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。